

<資料2>

日本型直接支払制度の実施状況について

○2 : 日本型直接支払制度の概要

○2-1 : 中山間地域等直接支払制度の実施状況等

(参考資料) 棚田地域振興活動加算における目標

○2-2 : 多面的機能支払制度の実施状況等

○2-3 : 環境保全型農業直接支払制度の実施状況等

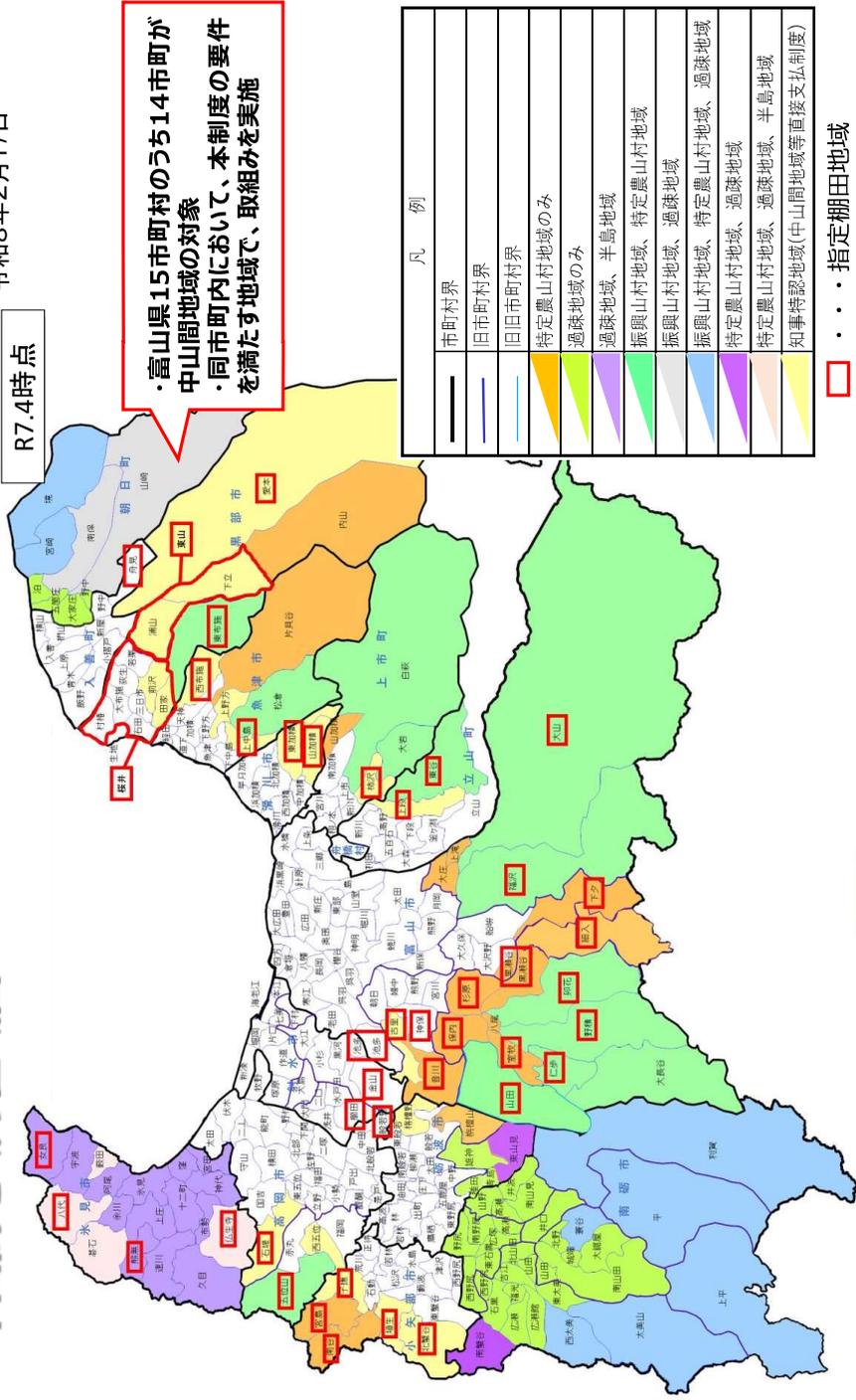
日本型直接支払制度の概要

区 分	①中山間地域等直接支払	②多面的機能支払	③環境保全型農業直接支払	
制度の趣旨	中山間地域等の農業生産条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差を支援	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域ぐるみの共同活動を支援	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加コストを支援	
対象活動	○農業生産活動を継続するための活動 ○体制整備のための前向きな活動 ○加算措置	○農地維持活動 ○資源向上活動(共同活動) ○資源向上活動(施設の長寿命化対策)	化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動	
10aあたりの交付単価 ※詳細は別添資料に掲載	①田:(急傾斜 1/20 以上) 21,000円 (緩傾斜 1/100以上) 8,000円 ②畑:(急傾斜 15° 以上) 11,500円 :(緩傾斜 8° 以上) 3,500円 ③加算措置 ・棚田地域振興活動加算 14,000円 ・超急傾斜農地保全管理加算 6,000円 R7新 ネットワーク化加算 10,000円 R7新 スマート農業加算 5,000円	[都府県の「田」の場合] ①農地維持支払 3,000円 ②資源向上支払(共同) 2,400円 ③ 〃 (長寿命化) 4,400円 ※①～③に取り組む地域は、②に75%単価を適用(計9,200円) ※取組を5年間以上継続している農用地は、②に75%単価を適用(1,800円) R7新 みどり加算 (長期中干 800円、冬期湛水 4,000円等) R7新 活動支援班加算 40万円/組織 等	①全国共通取組 ・有機農業 14,000円(加算有り) ・堆肥の施用 3,600円 ・R7新 緑肥の施用 5,000円 ・R7新 総合防除 4,000円 ・R7新 炭の投入 5,000円 等 ②地域特認取組 ・なし (※冬期湛水管理、夏期のビオトープ設置は多面的機能支払へ移行。IPM+畦畔除草+秋耕は、全国共通取組みへ移行)	
国予算額 (本体分)	R7	275.6 億円	484.6 億円	26.9 億円
	R8	275.6 億円	484.6 億円	26.9 億円
		計787億円		
負担区分	国1/2 県1/4 市町村1/4(中山間直払【特認地域】:国1/3、県1/3、市町村1/3)			
交付の流れ	国 → 県 → 市町村 → 活動組織(集落協定)			
R7 取組状況 (R8.1月現在)	取組面積 4,769ha(対前年-295ha) 取組集落数 408集落	取組面積 39,944ha(対前年-1,385ha) 取組集落数 1,390組織	取組面積 493ha(対前年-139ha) 取組件数 41件	
県予算額 (本体分)	R7	7.8億円(うち県費2.6億円)	18.2億円(うち県費6.1億円)	0.45億円(うち県費0.15億円)
	R8	7.8億円(うち県費2.6億円)	18.0億円(うち県費6.0億円)	0.41億円(うち県費0.14億円)
		計26.2億円(うち県費8.7億円)		
R7 事業費ベース (本体分)		10.4億円	22.6億円	0.4億円
		計 33.4億円		

中山間地域等直接支払制度の実施状況等について

中山間地域の区域図

富山県農林水産部
農村振興課中山間農業振興係
令和8年2月17日



1 中山間地域等直接支払制度とは

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

＜対策のポイント＞
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜事業目標＞
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円 (前年度 27,560百万円)
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。



＜事業イメージ＞

- 【対象地域】中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象農用地】 農産農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づき認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援(緊急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算の重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) (緊急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※2 第5期対象(R2~R6)で実施した事業は集落協定等の経費超過を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動(～5ha部分)10,000円/10a、(5ha～10ha部分)4,000円/10a、(10ha～40ha部分)1,000円/10a、(40ha～100ha部分)500円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合は、交付金が減額される可能性があります。

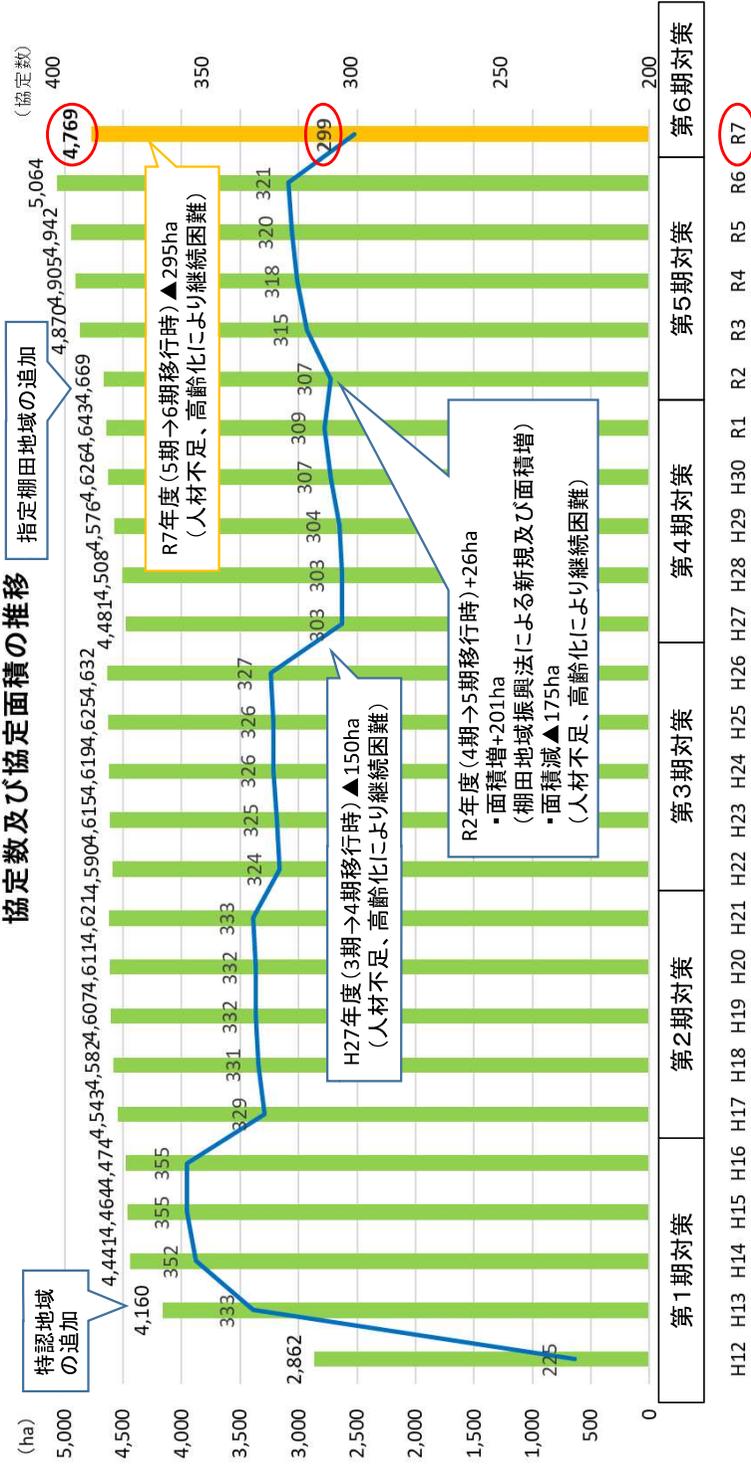
【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

2 富山県の取組状況

《実施状況（交付面積の推移）》

- 制度が始まった平成12年度（第1期対策）から平成14年度まで増加し、以降はほぼ横ばいで推移
- 期別（5年間）の変わり目で、協定数及び協定面積が減少する傾向にある
- 令和7年度の実施状況（暫定）
 - ・協定数 299
 - ・集落数 408 ※対象集落 506
 - ・交付面積 4,769ha(田:4,745ha、畑24ha) ※対象農用地 5,918haの80.6%

協定数及び協定面積の推移

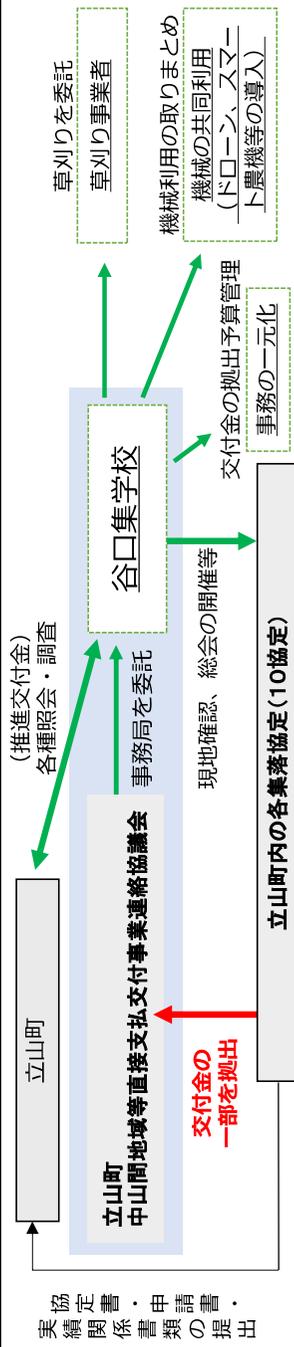


3 R7取組事例

～農業生産体制の維持・強化に向けて～

《立山町の事例》

- 立山町では、地域の人材不足・高齢化に対応するため、**集落間の連携**や**外部人材の活用**等の取り組みを推進。
- 第6期対策から創設された「ネットワーク化加算」と「スマート農業加算」の**交付額の8割**を連絡協議会の活動資金とし、（一社）谷口集学校で事務の一元化やスマート農機の共同利用調整を行うほか、草刈りの外部委託等も実施予定。



《富山市の事例》

- 富山市小羽地区では、地域の人材不足・高齢化に対応するため、第6期対策から創設された「ネットワーク化加算」を活用し、**多様な組織等の参画**や外部人材の活用等の取り組みを推進。
- 事務書類の整備を（一社）里山広場へ運営委託するほか、**農村ボランティアの活用**（とやま農業・農村サポーター）により、地域の農業生産活動を維持。また、富山情報ビジネス専門学校とパートナーシップ協定を締結し、農業と地域保全を実践的に学ぶ活動の場を提供するほか、清水建設との連携・地域貢献により、農地保全の協働活動を実施。
- 里山広場を中心に、里山ベースのイベントや里塾等を開催予定とし、**農村関係人口の拡大**を図る。



農村ボランティアの活用(水路の江浸い)

富山情報ビジネス専門学校、清水建設との協働活動

農作業イベント(稲刈り体験)

中山間地域等直接支払制度 棚田地域振興活動加算における目標一覧<第6期対策(R7~R11)>

市町	集落協定名	ア. 棚田等の保全に関する目標	イ. 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標	ウ. 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標	指定棚田地域振興法附計画との整合
1	富山 小羽広域	小羽広域で農業ボランティア人数を延べ30人⇒50人に増加させる	小羽広域の棚田米を国外向けに120kg/年⇒360kg/年に拡大する	小羽において年6回の生産物販売・PRを行う	○
2	富山 鎌倉	鎌倉、小谷で電気柵を7km⇒8kmに増やす	鎌倉、小谷においてソバの生産面積を7ha⇒8haに拡大する	鎌倉、小谷においてマコモタケの農作業イベントの参加者を6人⇒10人に増加させる	○
3	富山 小谷	鎌倉、小谷で電気柵を7km⇒8kmに増やす	鎌倉、小谷においてソバの生産面積を7ha⇒8haに拡大する	鎌倉、小谷においてマコモタケの農作業イベントの参加者を6人⇒10人に増加させる	○
4	富山 山田西部	山田西部で棚田の法面1ha、農道法面100mの雑木の伐採と草刈りを行う	山田西部で新たに1haの緑肥を作付けする	山田西部で一般企業とパートナーシップを結び年2回以上の作業に協力してもらう	○
5	高岡 沢川中山間集落協定	沢川の荒廃農地及び遊休農地の発生を2ha以内に抑える 沢川、山川、五位で新たな担い手を1人以上確保する	沢川で防草ネットを20a設置し省力化を図る 沢川で農作物被害面積を15aに抑える	沢川で新たなイベントを開催し参加者を20人⇒25人に増やす	○
6	高岡 五位集落協定	五位の荒廃農地及び遊休農地の発生を1ha以内に抑える 沢川、山川、五位で新たな担い手を1人以上確保する	五位で鳥獣被害額を30万⇒25万以下に抑える 五位で農業用機械を購入し年作業時間を50時間削減する	五位で農業体験イベントを開催し参加者を50人⇒100人に増やす	○
7	高岡 山川集落協定	山川の荒廃農地及び遊休農地の発生を1ha以内に抑える 沢川、山川、五位で新たな担い手を1人以上確保する 山川で収穫イベントを開催し参加者20人を目指す	山川で鳥獣被害額を30万⇒25万以下に抑える	山川で生産作物を30a作付けする 山川で景観作物を10a作付けする	○
8	高岡 下山田集落保全会	下山田の荒廃農地及び遊休農地の発生を1ha以内に抑える 下山田でイベントを開催し参加者20人を目指す	下山田で鳥獣被害面積を60a⇒50aに抑える 下山田で集積率を85%⇒90%に増加させる	下山田で景観作物を20a⇒25aに増加させる	○
9	水見 細越集落協定	棚田の保全活動の内、共有地等の全員参加共同草刈りにつて、年間実施回数を2回から3回に増やし、取組人数も22人から33人に増加させる	ハトムギ及び水稲作付け棚田で自動草刈り機を1台導入し、農道及び溜池周辺の人的草刈り作業時間を20%を削減する	集落の棚田等におけるハトムギ棚田オーナーの参加組数を20組から30組に、関係人口を40人から60人に増加させる	○
10	水見 論田集落協定	論田の棚田における荒廃農地を50a減少させる 論田の棚田において生産性の高い新たな省力化機器の導入を図り、スマート農業の取り組みを推進する	令和11年度までに論田の棚田においてコスモスやカサブランカ、ソバなどの景観作物を70a以上植栽する	大学生等のインターンシップ事業を隣集落の熊無集落と連携して取り組み、体験者を15人以上確保する	○
11	水見 長坂集落協定	耕作放棄地を30アール水田に復活する 長坂棚田の保全に取組む人を1名以上全国から募集する 長坂地区で「スバイターモアあぜ向き斜面用草刈り機」や「歩行型草刈り機」を導入し、地区全員で協力して棚田を保全する 集落一斉の電気柵の点検や恒久柵の設置により、鳥獣被害を現状維持する	長坂棚田における担い手によるブランド米やロゴマークを作成する 全国植樹祭でお手播きされた「つままの木」の植樹を行い天然記念樹「つままの里」を目指す 長坂棚田の路肩に植えてある紫陽花の管理を継続する	長坂の棚田のオーナー制度を継続し、関係人口を目標500人に努める 令和12年までに長坂棚田地域における民間企業による宿泊施設の開業を目標とする	○
12	水見 胡桃集落協定	ドローン液剤散布に加えて、新たに粒剤(肥料、除草剤等)を散布する	減農薬、減化学肥料の「特別栽培米コシヒカリ」ブランド米の「ひみ穂波」低タンパク米の「春陽」の生産量を21トンに増やす	水見高校生との田植え、稲刈り、はさがけの古代農法体験イベントを年2回開催継続する 新たに、モア・草刈り機・田植え機・コンバイン等、農機の使用体験をする	○
13	水見 熊無集落協定	自走式草刈り機1台、除草剤散布機1台を導入し省力化を推進する、荒廃農地を10a減らす	熊無の棚田周辺で新たに10本以上の桜木を植える	近隣集落と協力し、令和11年度までに学生のインターンシップ体験者を15人以上確保する	○
14	滑川 滑川市小森	小森の棚田で防除用ドローンを活用し、薬剤散布を行う面積を0.2ha増加する	小森の棚田において、鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を新たに5a栽培し、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止する	小森の棚田において、ホテルの鑑賞会を実施し、年間30人⇒35人の誘客を目指す	○
15	滑川 滑川市田林	田林の棚田で防除用ドローンを活用し、薬剤散布を行う面積を1ha増加する	棚田の耕作放棄地や遊休農地の発生を防止し、鳥獣被害の減少のために「ハトムギ」を新たに10a作付けする	東福寺野、東福寺、田林の棚田で協力し、園児、児童及びその親を対象とし、りんご、ぶどう摘み取り体験を開催し、20人⇒25人の参加を目指す	○
16	滑川 滑川市東福寺	東福寺の棚田で防除用ドローンを活用し、薬剤散布を行う面積を1ha増加する	東福寺の棚田において、鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を新たに20a栽培し、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止する	東福寺野、東福寺、田林の棚田において、園児・児童及びその親を対象としたりんご等収穫体験を開催し、20人⇒25人参加を目指す	○
17	滑川 滑川市東福寺野	東福寺野の棚田にて防除用ドローンを活用し、農薬散布を行う面積を1ha増加する	棚田の耕作放棄地や遊休農地の発生防止や、鳥獣被害の減少のために影響が少ない「ハトムギ」を10a作付けする	花鑑賞会や収穫祭を開催し、他地域からの参加者を70人から年間100人に増加させる	○
18	黒部 黒部市阿窪	侵入防止柵の整備を促進し、鳥獣被害面積を0.5ha以内に抑える また、適切な侵入防止策の管理を行っていくため、5年間で1名以上、管理に関する研修を受講する	そばの作付けを0.3haから0.4haに増加させる	新たにそばの播種、収穫に他地域の住民や近隣小学校の児童等の参加を求め、近隣のくべ牧場や隣接集落と連携して収穫祭を開催し、延べ150人の参加を目指す	○
19	黒部 黒部市枕野	法面および危険法面へ防草シートを設置し、安全性を確保するとともに、草刈り当に係る作業の省力化・効率化(16時間/人⇒4時間/人)を図る	そばの作付けを1.9haから3.5haに増加させる	新たにそばの播種、収穫に他地域の住民や近隣小学校の児童等の参加を求め、近隣のくべ牧場や隣接集落と連携して収穫祭を開催し、延べ150人の参加を目指す	○
20	黒部 黒部市浦山12区	棚田畦畔の草刈り作業において、新たに中山間地域等直接支払交付金の集落協定以外の人員(2名以上)との共同作業を年2回以上実施する 防草シートを年2箇所(農地面積0.2ha)設置して安全性を向上させるとともに、草刈り等にかかる農作業の省力化・効率化(3時間/人⇒0時間/人)を図る	棚田畦畔の崩壊に伴う圃場の湛水不良を改善するため、畦塗機による補修を1ha/年実施する。老朽化した電気柵の更新と新設により、鳥獣被害面積を0.8haから0.5ha以内に減少させる 浦山12区棚田に麦や大豆を作付けし、収益性の向上に努める	蜜を説明できる人材を1名以上育成し、観察会の参加者数を15人から年間40人程度まで増加させる トラクター用ブームマスターアタッチメントを購入し、景観の維持と合わせて、草刈り作業の負担を5割軽減する	○
21	立山 立山町四谷尾	防除用ドローンを1台導入し、作業時間を20%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.3haから0.5haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○
22	立山 立山町芦見	防除用ドローンを1台活用し、作業時間を30%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.2haから0.5haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○
23	立山 立山町谷口	自走式草刈り機を1台活用し、作業時間を30%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.1haから0.15haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○
24	立山 立山町六郎谷	自走式草刈り機を1台活用し、作業時間を30%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.1haから0.15haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○
25	立山 立山町虫谷	自走式草刈り機を1台活用し、作業時間を30%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.1haから0.15haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○
26	立山 立山町谷	自走式草刈り機を1台活用し、作業時間を30%削減する	ひまわり等景観植物の植栽面積を0.1haから0.3haに拡大する	近隣棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップの制作や新規イベントを開催し、観光客誘客数を年間35人に増加する	○

中山間地域等直接支払制度 棚田地域振興活動加算における目標について

- 令和7年度の棚田地域振興活動加算の活用数は26協定(富山市4、高岡市4、氷見市5、滑川市4、黒部市3、立山町6)。
- 棚田地域振興活動加算では、「ア、イ、ウ」の各項目について**定量的な目標**を一つ以上設定する必要があります。
- また、**棚田地域振興活動加算における目標**について、都道府県の第三者委員会で、その**妥当性の確認**を図るもの。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

努力目標
(達成できない場合も可)

【記載例】

(1) 棚田等の保全
 ・ 荒廃農地の発生防止・減少
 - 令和0年までに○○棚田における荒廃農地率※2を○%から○%に減少させる。
 ※2 荒廃農地面積×100÷(耕地面積+荒廃農地面積)
 ・ 担い手の確保
 - 令和0年までに○○棚田の保全に取り組む人数を○人から○人に増加させる。
 ・ 生産性・付加価値の向上
 - 令和0年までに○○棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを○台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 ・ 農産物の供給の促進
 - 令和0年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量/額を○t/円から○t/円に増加させる。
 ・ 良好な景観の形成
 - 令和0年までに○○棚田に○○(花木等)を○本、○○を○本植栽する。
 ・ 伝統文化の継承等
 - 隣接地域とも連携して○○棚田で、○○踊り、○○太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
 ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和0年までに○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。
 ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和0年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間○円の売り上げを達成する。
 ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和0年までに棚田米を原料とした○○(加工品)の販売量を○tから○tに増加させる。

中山間地域等直接支払

棚田地域振興活動加算における目標設定
 以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。

ア 棚田等の保全
 イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

その際、棚田の価値を活かした活動及び集落機能強化又は新たな人々の確保並びに農業生産性向上に関する目標を含めよう

➢ 目標が達成できない場合は原則、加算分の交付金返還となる(免責事項あり)
 ➢ 目標達成の期限は交付期間中に設定(遅くとも令和11年度まで)
 ➢ 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

集落協定書(イメージ)

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和0年までに○○棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを○台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を○%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和0年までに隣接地域とも連携して○○棚田で、○○踊り、○○太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和0年までに○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。

※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。

棚田地域振興活動加算とは

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

- 対象協定:** 体制整備単価の集落協定のみのみ
- 対象農地:** 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
- ※ ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマー卜農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単価: 10,000円/10a(急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上) 14,000円/10a(超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上)

上限額: なし
取組期間: 1～5年

目標設定:

- ア 「棚田等の保全に関する目標」
- イ 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
- ウ 「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例:

- ア: ○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。
- イ: 食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を▲トン/円から■トン/円に増加させる。
- ウ: 棚田の周辺に直売所(農家レストラン)を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

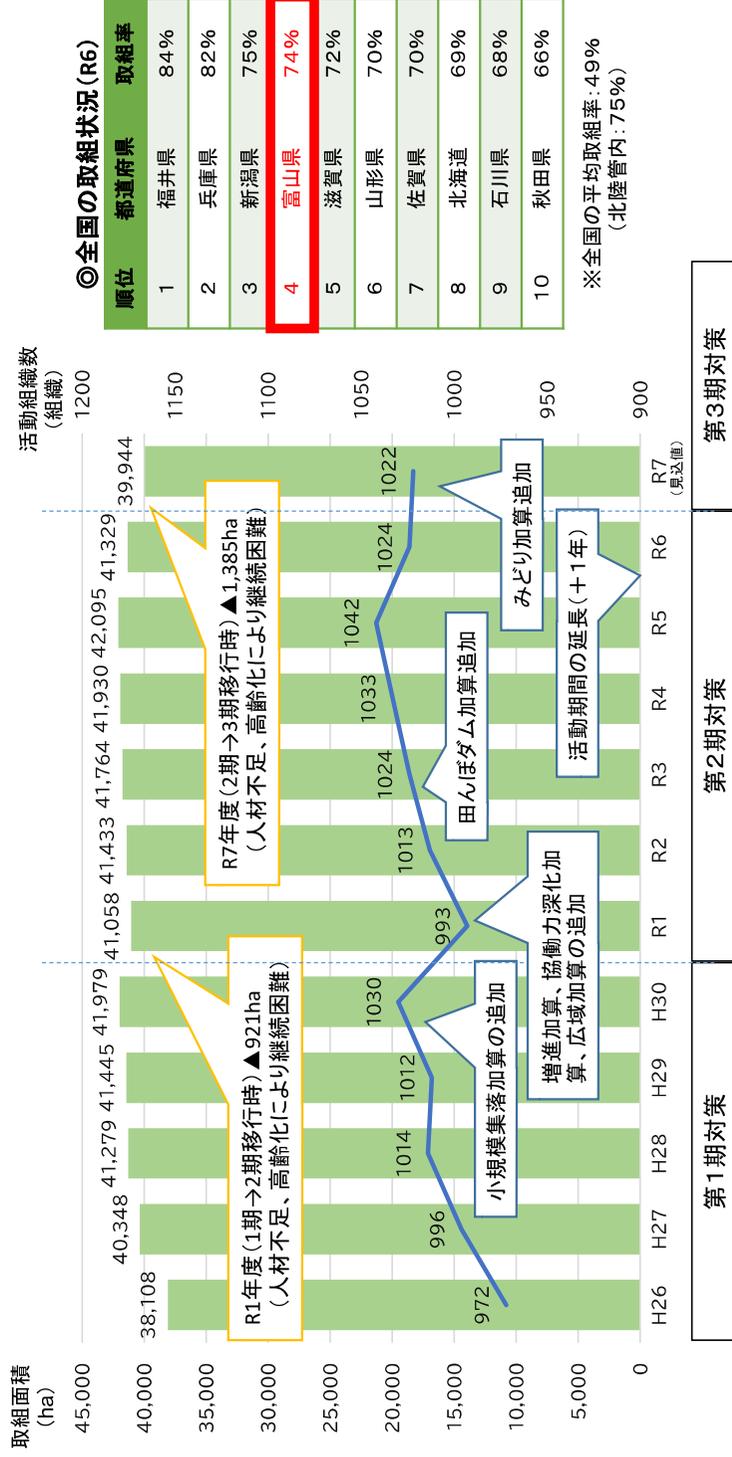


石積み保全活動

2 富山県の取組状況

《実施状況（交付面積の推移）》

- 富山県の取組率(農地維持支払)は74%で、全国第4位となっている。(R6年度)
- 人材不足・高齢化等により、期別(5年間)の変わり目りで活動組織、取組面積が減少する傾向にある。
- 令和7年度の実施状況 (見込値)
 - ・活動組織数 1,022活動組織
 - ・取組面積 39,944ha ※対象農用地 55,600haの71.9%



◎ 全国を取組状況 (R6)

順位	都道府県	取組率
1	福井県	84%
2	兵庫県	82%
3	新潟県	75%
4	富山県	74%
5	滋賀県	72%
6	山形県	70%
7	佐賀県	70%
8	北海道	69%
9	石川県	68%
10	秋田県	66%

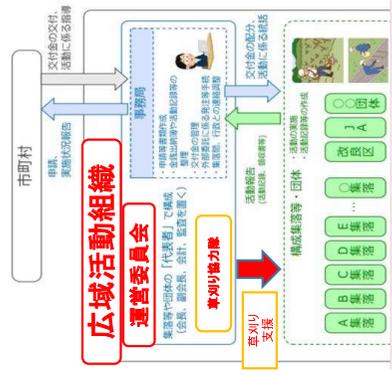
※ 全国の平均取組率: 4.9% (北陸管内: 75%)

第1期対策	第2期対策	第3期対策
小規模集落加算の追加 増進加算、協働力深化加算、広域加算の追加	田んぼダム加算追加 みどり加算追加	活動期間の延長(+1年)

3 R7取組事例 ～人手不足に対する支援の推進～

《立山町・上市町・舟橋村農村環境 向上保全会管理協定運営委員会》

- 保全会の構成活動組織が共通して行う「草刈り活動」を活動組織内の集落をまわいで支援する「**中新川草刈り協力隊**」を設立し、試験的に支援活動を開始。(活動組織の幹部でない、40～60歳の若手農家を中心に組織。隊員数10名)
- 令和7年度は、6集落からの草刈り支援の依頼を受け、のべ72時間・人の草刈り作業を実施。



《東野尻地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会》

- 事務作業の負担による事務作業の後継者不足や広域組織の事務作業員の負担軽減にむけ、**事務支援システム**の導入を試験的に実施。
(多面的機能事務支援システム「田園クラブ」 開発者: 株式会社アーバンシンク)



《富山県多面的機能支払推進協議会》

- **非農家構成員を含めた地域住民をターゲット**にした、地域の保全活動の大切さや意義、多面的機能支払交付金の活用をPRする動画を作成。



- 動画の構成
- 1 農業と保全活動の営み
 - 2 農業農村の有する多面的機能
 - 3 多面的機能が喪失したら...
 - 4 草刈り・水路清掃の大切さ
 - 5 地域のつながりを育む営み
 - 6 多面的機能支払制度の紹介

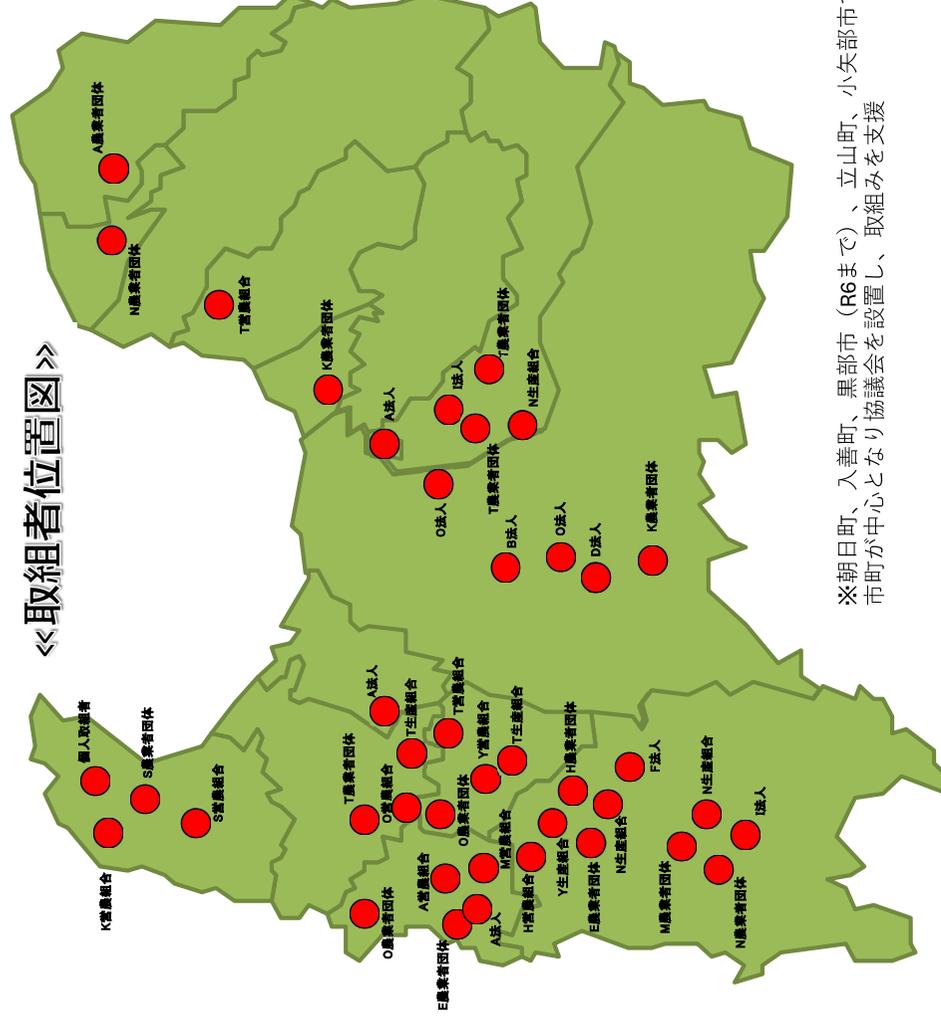
事務局へのシステム操作説明会

YouTube動画は、上のQRコードからご覧いただけます。

環境保全型農業直接支払制度の実施状況等について

富山県農林水産部
農村振興課農村活性化係
令和8年2月17日

＜＜市町村別 (R7) ＞＞



＜＜取組者位置図＞＞

市町村	件数
富山市	5
高岡市	3
魚津市	1
水見市	4
滑川市	1
黒部市	0
砺波市	4
小矢部市	5
南砺市	10
射水市	1
舟橋村	1
上市町	0
立山町	4
入善町	1
朝日町	1
計	41

※朝日町、入善町、黒部市 (R6まで)、立山町、小矢部市では、市町が中心となり協議会を設置し、取組みを支援

1 環境保全型農業直接支払制度とは

日本型直接支払のうつち

環境保全型農業直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 2,804百万円 (前年度 2,804百万円)

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

- 環境保全型農業直接支払交付金 2,686百万円 (前年度2,686百万円)**
 - 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
 - 対象となる農業者の要件
 - 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取組むこと
 - 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取組むこと
 - 支援対象活動
 - R7新** 化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
 - 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援
- 環境保全型農業直接支払推進交付金 1,18百万円 (前年度1,18百万円)**

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組	取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1)} そば等雑穀、飼料作物	14,000
堆肥の施用 ^{注2)}	主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用 (0.5t (水稲) 又は1t (水稲以外) /10a以上) する取組	3,000
緑肥の施用 ^{注2)}	カーブアップ・リンシフト、草生栽培のいずれかを実施する取組	3,600
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外 そば等雑穀、飼料作物	5,000
炭の投入	炭を農地へ施用 (50kg又は500L/10a以上) する取組	4,000
		2,000
		5,000

注1) このうち、炭素留効果の高い有機農業を実施する場合は (土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいづれかを実施する場合) に限り、2,000円/10aを加算。

注2) 主作物が水稲の場合は、長期干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

R7～ 冬期湛水・長期干し・江の設置が多面的機能支払へ移行
秋耕単独支援の除外

【取組拡大加算】

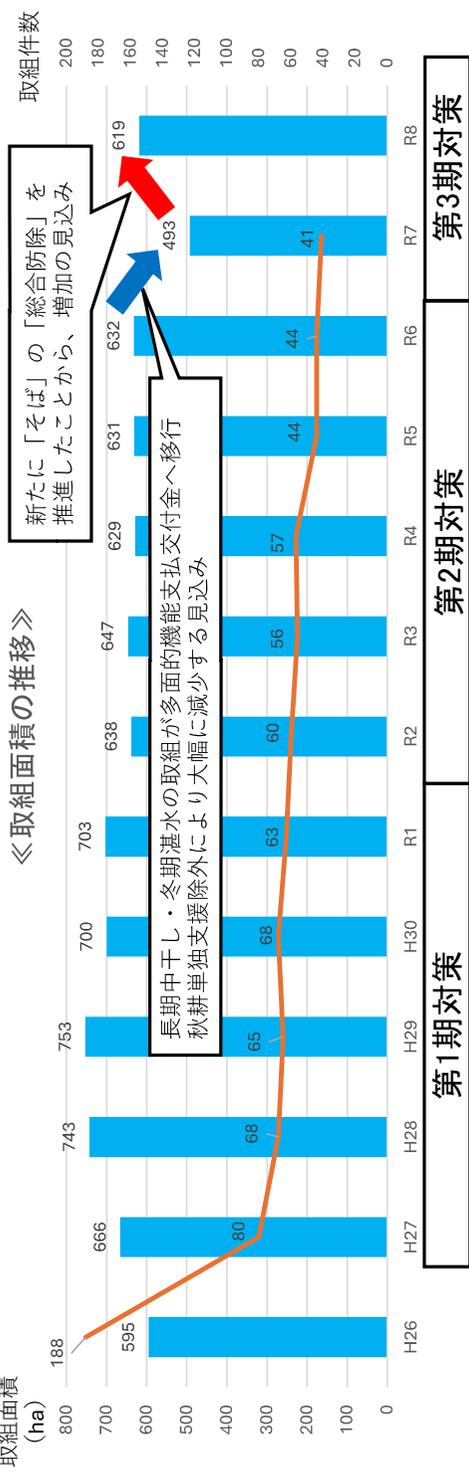
有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援 (交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

2 富山県の取組状況

取組面積 (ha) << 取組面積の推移 >>



<< 取組メニュー別面積 >>



<< R6からR8にかけて >>

- 「有機農業」「堆肥の施用」が増加傾向 (冬期湛水の多面移行に伴い、堆肥の施用に取組を変更する実施者が見られた。)
- 「有機農業」は営農の農地引き受けや遊休農地の再利用、団体への新規加入等を理由に増加している。
- 主作物そばでの「総合防除」の取組を推進した結果 2市(富山市、黒部市)で新たに実施見込み

※第3期対策からカバークロップは緑肥の施用 IPM+秋耕は総合防除として計上 R7は実施見込み値、R8は申請見込み値

3 令和7年度の取組みと

新たな環境保全型農業直接支払交付金への対応

<< 令和7年度の取組み >>

課題: 面積拡大が進まない

→ 取組品目が水稲に偏っている

対策: **そば**の取組を推進

→ 新たにそばのIPM (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標

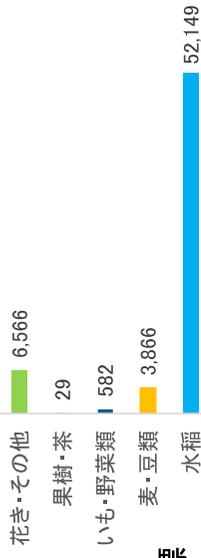
を策定し、**そばの総合防除**での取組みを推進

・他の作物と比べ化学農薬や化学肥料の使用量が少なく 環境保全型農業や有機農業の要件を満たしやすい。

・作業負担が軽く過疎地域でも取り組みやすい。

・そば打ち体験や交流イベントで地域活性化にも寄与

令和6年度作物別取組面積 (a)



令和8年度 70ha (総合防除)

増加見込み

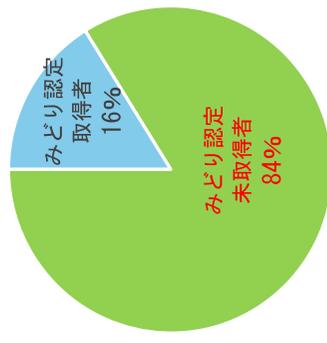
R7: 3件 47ha

(堆肥 7ha・緑肥 35ha・有機5ha)

<< 新たな環境保全型農業直接支払交付金への対応 >>

- 令和9年度に創設予定。【みどり認定】が受給要件
- 支援が農業者の組織する団体に加え個人も対象
- 既存申請者のみどり認定取得率の低さが課題(円グラフ参照)

→ **みどり認定取得の周知と促進**



10/21 多面研修会ブース展示

12/18 有機農業生産推進大会

12/18 有機農業者へ事業説明

令和7年度申請者のみどり認定 取得状況